

東日本旅客鉄道労働組合  
中央執行委員長 山口浩治殿

2019年1月13日

東日本旅客鉄道労働組合東京地方本部  
執行委員長 阿部正明

東日本旅客鉄道労働組合八王子地方本部  
執行委員長 金井正明

東日本旅客鉄道労働組合水戸地方本部  
執行委員長 黒澤純一

### 第37回臨時大会に関する抗議、および緊急措置要求について

2018年12月19日、東日本旅客鉄道労働組合は蕨市民会館ホールにおいて第37回臨時大会を開催した。臨時大会は、議事運営規則違反をはじめとして終始強行的な議事運営が行われ、組合民主主義とはかけ離れ、独善的なものだった。

さらに、15億円もの組合基金を執行するにもかかわらず、具体的使途が示されないため、職場討議が不十分なままである。また、方針（案）も事前に示されず、議事の提起内容は極めて不明瞭、かつ不十分な審議で、深まることなく、理解・納得できるものではなかった。特に「組合基金の使用計画の大綱」と35箇所にわたる「規約・諸規則の改正（改悪）」は、JR東労組の今後の組織運営に禍根を残し、組合員・家族に甚大な不利益をもたらすものである。規約・諸規則の改正にいたっては、臨時大会招集の指令文書にも、組織財政検討委員会でも議論がされていない中で突如提案された。しかも、改正する根拠は一切示されていない。これは水面下で準備され、意図的に隠していたと言わざるを得ない。

したがって、東京地本・八王子地本・水戸地本は、中央本部が健全な組織運営を怠り、組合民主主義に反する行為を行っていること、組合員不在の運動に突き進みJR東労組の運動からかけ離れていることを強く指摘し、第37回臨時大会を開催した責任者である中央執行委員長山口浩治氏に対して厳重に抗議する。そして、臨時大会に対する見解と問題意識を明らかにするとともに、中央執行委員会に対して緊急措置を求めるものである。

## 1. JR東労組中央本部執行委員長に対して求めること

- (1) JR東労組第37回臨時大会の問題点と、指摘する根拠を具体的に明らかにするので、中央本部の見解を2019年1月25日までに書面による回答を求める。
- (2) 第37回臨時大会で決定した特別会計の執行と、改正した規約・諸規則の運用は、問題点の整理が図られるまで一旦凍結すること。なお、それまでの間は、JR東労組の組織・財政等の運営は、2018年12月19日以前の規約・諸規則を運用するよう求める。

## 2. JR東労組第37回臨時大会の問題点

### (1) 開催経過の問題点

- ①「第37回臨時大会に関する質問状」や電話で再三の問い合わせを行ってきたが、組織財政方針が臨時大会開催前に事前に具体的に示されなかったこと。
- ②中央本部は、組合基金15億円を切り崩し、補正予算5億円と特別会計10億円で振り分けるとした方針を決定する際、組合基金運営委員会を開催せず、しかも、特別会計の10億円の具体的な用途を一切明らかにせず、質問にも具体的に回答しなかったこと。
- ③地方本部に議長選出の打診は一切無く、また、議事運営委員会でも議論にならなかったこと。しかも、議事運営委員会の事前打ち合わせ日時（12月19日12時）を伝えられたのは、前日（12月18日）の夕方だったこと。

### (2) 議事運営上の問題点

- ①議事運営委員会は議長選挙の際、議事運営委員会の決定として代議員による「3名連記」の投票としたこと。また、3名が記載されていない投票用紙を無効票として集計したこと。
- ②議長および議事運営委員会は、現執行部三役への不信任動議が提出されたにもかかわらず、議事を止めることなく「議事（2）組合基金の使用計画の大綱（案）」の採決へと議事を進行させたこと。
- ③議長および議事運営委員会は、議事運営委員会および議長への不信任動議が提出されたにもかかわらず、議事を止めることなく「議事（2）組合基金の使用計画の大綱（案）」の採決を行ったこと。
- ④議長および議事運営委員会は不信任動議の採決後に、再度「議事（2）組合基金の使用計画の大綱（案）」の2回目の採決を行ったこと。また、代議員から2回目を採決する理由や根拠を質問されても、中央執行委員会および議長、議事運営委員会からは一切答弁がなかったこと。
- ⑤「議事（5）その他」で、35箇所という大幅な規約・諸規則の改正が提案されたこと。

しかも、大会の終盤である17時30分に会場で資料配布されるまで、代議員には一切知らされなかったばかりか、臨時大会当日の委員長あいさつでもまったく触れていないこと。また、組織財政検討委員会も開催されていないこと。そして、臨時大会で規約・諸規則改正を行うことを、各地方本部に対して事前の相談や討議が一切なかったこと。

⑥13時から19時30分という長時間にわたる会議に、休会（休憩）を入れない議事進行が行われたこと。

### （3）規約・諸規則の一部改正の問題点

- ①組合員の権利である、規約第13条（1）の「すべての問題に参加することおよび均等の取り扱いを受けること」を削除したこと。
- ②組合員の権利である、規約第13条（3）の「会計を閲覧する権利」を削除したこと。
- ③機関会議の成立や中央執行委員会の成立、制裁審査委員会の成立に関して、これまでの3分の2の出席とした成立要件を「構成員の過半数の出席」とし、機関会議を容易に成立できるよう変更したこと。
- ④大会の議長団を2名とし、議長就任の幅を狭めたこと。
- ⑤代議員定数の算出方法を変更して、代議員一票の格差をさらに拡大させたこと。また、代議員の総体を減らした一方で、議事運営規則の動議・不信任動議の提出連署数を変更しなかったこと。
- ⑥代議員の任期を「次年度定期大会の前日まで」と変更したこと。
- ⑦経費で、地方の予算・決算の承認は中央執行委員会の承認を得るとしたこと。
- ⑧大会・委員会での制裁の同意を代議員の「出席者の過半数」に変更したこと。
- ⑨連帯活動基金の実質的な積み立てを放棄したこと。また、会議の成立人数を過半数とし、議決についてもこれまで「出席者の4分の3」の承認が必要だったものを、「出席者の過半数」で承認としたこと。なお、同委員会の委員は全員が中央執行委員である。
- ⑩組合基金の実質的な積み立てを放棄したこと。また、会議の成立人数を構成員の過半数とし、採決についてもこれまでの「出席者の3分の2」の承認を必要としていたものを「出席者の過半数」で承認としたこと。また、適用範囲の必要条項を新設し、「規約第34条（6）その他組合にとって重要と判断した事項の処理」としたことにより、大会決定せず中央執行委員会で決定できるようにしたこと。なお、同委員会の過半数は中央執行委員である。
- ⑪制裁審査委員会の成立を「過半数以上の出席」としたこと。また、議決を出席者の過半数としたこと。

### 3. 問題点を指摘する根拠

#### (1) 臨時大会の議長選挙について

議長定数3名に対して4名の立候補があったことから、代議員による投票で議長を決定することになったが、議事運営委員会の判断で、候補者の中から3名連記による投票が行われた。議長選挙の取り扱いは規約・諸規則にはないが、議事運営委員会の決定のみが根拠になってはならない。なぜなら、JR東労組の代議員の選挙規則第17条では「定数の3分の2を限度とした制限連記制」と定めている。これは、組合員の意思を代議員に反映するためである。また、中央執行委員会の役員選挙規則では、執行副委員長、中央執行委員に定数を超過して立候補があった場合は、立候補者の中から定数の3分の1が記載できることになっている。つまり、JR東労組規約・諸規則では、組合員に開かれた形で立候補し、当選できるよう組合民主主義が貫かれているのである。

したがって、議長選挙はこれらの諸規則を適用して行われるべきものであり、議長への立候補者は5人でも6人でも想定できるわけだから、議長定数と同数を代議員が投票できるとなれば、数の力で少数者はいつでも落選となり、組合民主主義に反するのである。「3名連記」に対して、代議員から「異議あり」と挙手があったが、司会の村田執行副委員長からは「異議は受け付けない」として議事が進行された。これは言論の封殺であり、組合民主主義の否定である。

#### (2) 重要な議題に対して大会議論が尽くされていないことについて

議事に賛成した代議員は、規約・諸規則とその精神である組合民主主義を軽視し、討論内容を意図的にすり替え、JR東労組が取り組むべき課題に目をつむっている状態と言える。中央本部に追従するがあまり、思考停止に陥っている状況と指摘せざるを得ない。また大会は13時から19時30分まで休会することなく議事を進めるといふ議事進行は、大会が一度成立したらどんなことがあっても数の力で押し切る『腹』だったことは明らかである。

中央本部は、重要議題に対して職場討議の時間を与えず、組合員不在の中「組織財政方針」を採決させたが、これは重大な問題である。以下、問題の根拠を具体的に記載する。

##### ①中央執行委員会、議長、議事運営委員会への不信任動議について

議長や議事運営委員会は、中央執行委員会への不信任動議が提出されたにもかかわらず、議事を止めることなく「議事(2)組合基金の使用計画の大綱(案)」の採決へと議事を進行させた。その議事進行に対して、議事運営委員会および議長への不信任動議が提出されたにもかかわらず、議長および議事運営委員会は議事を止めることなく「議事(2)組合基金の使用計画の大綱(案)」の採決を行った。このことは、議事運営規則第24条(優先動議)に違反するも

のである。そのことを危惧した代議員や傍聴者は「規約を守れ」と指摘したが、議長や議事運営委員会とそれに同調する代議員は「ヤジはやめろ」と的外れな反論で乗り切り、数の力で暴力的に強行採決したのだ。その後、中央本部をはじめとした議長や議事運営委員会は「再採決」という摩訶不思議な議事運営が行われたことや、「再採決を行う根拠」を問われても、誰一人答弁しなかったことからわかるように、規約・諸規則違反を自覚し、ごまかして乗り切った証拠なのである。「再採決したからいいではないか」との声が聞こえるが、決定する過程の中で、規約違反をして数の力で押し切って採決した事実や、代議員の質問に対して答弁しないなど、組合民主主義を蔑ろにしたことは重大な問題である。

中央執行委員会や議長・議事運営委員会に対する不信任動議に反対する発言では「真実の声が…」 「本物に近づくために…」 と不信任動議の趣旨や議事運営とは全く関係のない発言で意図的に本質を反らしたものだ。これでは、中央執行委員会や議事運営委員会の進め方に理解・納得する組合員は誰もいない。

## ②組合基金の使用計画の大綱について

臨時大会の議論では、「組織強化・拡大特別会計」の10億円の具体的使途について一切明らかにされることなく採決された。このような不明瞭な組織財政方針は認められないのは常識であり、賛成できないのが組合員の声である。本部方針に反対する代議員は「組合員は10億円を何に使うのか？と多くの組合員が疑問を持っている。( 中略 ) 定期中央委員会や定期大会まで熟慮すべき」と、まっとうな反対意見を述べた。

しかし、賛成する代議員からは「大敗北総括をした」「70条違反を受け入れた」「第37回臨時大会に唐突感はない」などと組合基金とは無関係な発言を行い、財政に対して意図的に触れていない。的外れな議論のもと、代議員による採決が行われ、賛成多数で承認された。方針に賛成した代議員は「活動計画なき予算執行」を容認したのであり、JR東労組の未来に責任を持った行動とは言えない。中央本部は説明責任を果たすことなく、10億円もの組合費が使途不明のまま、中央執行委員会の執行に委ねられることになる。

## ③規約・諸規則の一部改正について

これほど大幅な規約・諸規則の改正にもかかわらず、大会終盤の「議事(5)その他」で加藤書記長から突然提起され資料が配布された。しかも、改正する部分を読み上げられたものの、改正根拠は何一つ提起されなかった。そもそも規約改正は「その他」で議論すべきものではない。代議員による中央執行委員長に対する質問(「規約・諸規則改正は継続議論となっている!」)に対しても、一切答弁されることはなかった。これだけ大幅な規約・諸規則改正が、短時間の

議論で改正されることは危機的事態である。内容については「(3) 規約・諸規則の35項目にわたる大幅な改正(改悪)について」で後述する。

#### ④運動方針をめぐって

修正動議では、①19春闘に向けての方針、②不当労働行為に立ち向かうために第三者機関をはじめとしてあらゆる手を尽くしてたたかう方針、③施策実施については、確認メモの履行や労働協約遵守を求め、団体交渉の形骸化を許さずたたかうとした修正動議はいずれも否決されている。本来ならこれらの運動方針に対する内容がしっかりと議論されるべきである。

#### (3) 規約・諸規則の35項目にわたる大幅な改正(改悪)について

第37回臨時大会の規約・諸規則の一部改正は、JR東労組の将来にわたる組合民主主義に基づく組織運営や、組合員・家族に甚大な不利益をもたらすものである。

大会や会議の成立要件を緩和し構成員の2分の1としたことは、組合民主主義を放棄したものである。また、組合基金運営委員会や連帯活動基金委員会の採決を「出席者の過半数」としたことは、大きな問題である。なぜなら、組合基金運営委員会と連帯活動基金委員会の2つの委員会は、構成員の過半数以上が中央執行委員で構成されているからだ。過半数の賛成で承認となれば、先達の蓄積したJR東労組の闘争資産のすべては、中央執行委員会のみで運用を執行できることになる。しかも、組合基金の適用範囲の必要条項を新設し、「規約第34条(6) その他組合にとって重要と判断した事項の処理」とし、中央執行委員会決定を加えたことで、中央本部が全てを決定できる状態になった。また、地方の財政執行に中央本部の承認が必要となったことも含め、中央執行委員会の中央集権化が強化されたのであり、規約上は中央本部の独裁体制が敷かれたも同然である。

さらに、組合員の権利から「会計を閲覧する権利を削除」したことは「JR東労組存亡の危機」に名を借りて、職場で奮闘する組合員を欺き、裏切る行為である。しかも、組合員に気づかれないように「会計」を「会議」に書き換える姑息ぶりは「恥を知れ!」である。

さらに、地方本部の意見を保証し大会規模を縮小することを理由に、代議員数の算出方法を変更したが、これ自体が組合員の意見を封殺する規約改悪である。なぜなら、代議員一人が何人の組合員を代表しているかを見た時に「代議員の一票の格差」が地方と東京地本との間で、70倍近くになるのである。「東京に配慮した」との答弁は詭弁で、何の根拠もない。

また、組合員数の減少と相まって代議員定数が変わる中で、不信任動議に関する議事運営規則(「50名」あるいは「30名」の連署)を変えなかったため、「多数決」の名の下、中央本部とそれに付随する代議員によってすべてが「決定」とされてしまうのである。

#### (4) 本部OB会から八王子地本への要請書について

第37回臨時大会総括答弁で、加藤書記長が八王子地本OB会、立川・八王子・甲府支部OB会から本部OB会に要請書が提出されたことに触れ「地本や支部からOB会の活動停止が通告されたそうです。その理由が、八王子地本OB会が第35回臨時大会や第36回定期大会の方針決定通りに『憂う会は組織破壊』と触れたことを問題にされたそうです。さらに『憂う会の言っていることは正しい』『9地本は春闘の議論をしていない、大敗北はおかしい』等述べられたようです。どういう真意で言っているのか、今後調査します」と答弁している。

そもそも、大会で議論にもなっていない事柄を総括答弁で触れることは理解できない。まして答弁の内容は事実無根であり、さらにOB会の意見を聞いたのであれば、当然にも八王子地方本部の意見を聞くべきである。このことを本部加藤書記長に問い合わせると「調査する」との返答だったが、常識的に双方の意見を聞いた上で中央本部として見解を述べるべきである。また、地方本部からの問い合わせに加藤書記長は「大会方針に従わない地本からの抗議か」と一方的に地本を批判した非常に残念な返答であった。従って、①この項については議事録から削除して八王子地本への謝罪を求める、②加藤書記長より「大会方針に従わない地本からの抗議か」と非常に的外れな返答についても謝罪を求めるものである。

#### 4. 最後に

第37回臨時大会では「JR東労組の存亡をかけ、向こう2年を展望し、未来を切り拓くために、12地本が総団結し、全組合員と共に組織の信頼回復と強化・拡大を実現しよう！」というスローガンが掲げられた。会社による不当労働行為が止まらない中で、12地本の総団結が必要であるし、今ほど組織の力で跳ね返さなければならない時はない。

中央本部は、3地本を排除するあまり、本来、労働組合として力を入れるべき安全、春闘、不当労働行為や会社施策などの取り組みに対しておざなりになり、組合員の利益を守る活動になっていない。中央本部が招集する機関会議や各種専門部長会議はもとより、日常的な問い合わせに対しても、中央本部からは一方的に伝えられ、きちんと認識を合わせようとせず「それ以上でもそれ以下でもない」と非常に高圧的である。また、3地本には事あるごとに「規約違反を確認する」などと、制裁をチラつかせた強権的ともいえる組織運営が横行しており、統制権の濫用ともいえる事態である。

18春闘総括をめぐって意見対立しているのは事実で、私たちはもともと議論を深めていきたいと考えており、反省すべき点は反省し、批判も受けていく。

しかし、中央本部に対しては事実関係を明らかにするよう、あらためて要請する。18春闘

の議事に関して「閲覧申し込み」を請求していることや、本部職場討議資料「18春闘の事実を把握し、何が真実か見極めよう」に対する質問要請に答えていただきたい。不当労働行為に関しては「あったことをなかったことにできない」のだ。

私たちは、中央本部が組合員不在の運動に突き進み、強権的な中央本部の体制が構築されていることに強い危機感を持っている。中央本部におかれては、東京地本・八王子地本・水戸地本の3地本にはJR東労組の過半数組合員が所属しており、3地本の問題提起は過半数組合員の声であることを真摯に受け止め「第37回臨時大会に関する抗議、および緊急措置要求について」に誠実に回答していただくことを強く要請する。

私たちはこれからも組合員と共に、組合員のためのJR東労組運動を実現していくことを申し上げます。

以 上